

浅間山の噴火警戒レベル引下げに伴う 対応について

本日、気象庁から発表された浅間山の噴火警戒レベルの引下げ（レベル2からレベル1）に伴う対応についてお知らせします。

（経過）

当市では、平成19年12月1日から噴火警戒レベルに合わせた登山規制を実施しており、令和元年8月7日発生した浅間山小規模噴火を受けて噴火警戒レベルが3に引き上げられた後、8月19日にレベル2に引き下げられて以降、令和元年11月6日現在、火口から概ね2kmまでの登山道に限り立入りを可能としています。（噴火警戒レベル2に伴う措置）

【噴火警戒レベル引下げに伴う登山規制の緩和】

先月の台風19号や大雨等による登山道への影響が心配されることから、明日（7日）に遭難防止対策協会、小諸警察署、小諸消防署による緊急登山道点検を行い、安全を確認した上で、噴火警戒レベルの引下げに伴う登山規制の緩和を実施する予定です。

噴火警戒レベル1の場合、火口から概ね500mまでの登山道に限り、立ち入りが可能となります。

（1）緊急登山点検

点検コース

浅間山荘 → 火山館 → 湯の平口 → 賽の河原 → 500m地点規制看板 → シェルター
→ 前掛山山頂規制看板 → 賽の河原 → 湯の平口 → 火山館 → 浅間山荘

（2）規制緩和

規制緩和の実施日については、改めてプレスリリースによりお知らせします。

■問い合わせ先

小諸市役所 危機管理課 危機管理防災係 課長：久保田 担当：小山

TEL:0267-22-1700（内線2335、2336） Eメール:kiki@city.komoro.nagano.jp

その他のイベント・お知らせ情報